

日程第25 議案第41号 平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算(第3号)

議長(米澤秋男君) 日程第25、議案第41号、平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第41号、平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算(第3号)について、説明を申し上げます。

今回、既定予算から、歳入歳出それぞれ5億3,369万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,227万6,000円とする補正予算と、雁原工業団地第3地区整備工事の繰越明許費のほか、雁原工業団地の用地取得造成事業に係る債務負担行為2件の設定を行うものであります。

歳入につきましては、土地売払収入5億3,541万5,000円、一般会計繰入金100万円をそれぞれ減額し、歳出については工業立地整備費5億3,684万6,000円を減額し、予備費を増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番福島久義君。

14番(福島久義君) 現在、雁原団地ですけれども、残地、残っているのがまだあるのか。

それから、今、ピククルスコーポレーションの手前の土地も販売されているのか。

それから、ちょっと今補正で説明受けましたけれども、5億3,600万円ほどの減額について、ちょっとうる覚えですので、その辺の内容を詳しくお尋ねしたいと思います。

議長(米澤秋男君) 商工観光課長。

商工観光課長(伊藤 東君) お答えいたします。

残地につきましては、3区画、3万85.47平米残っております。それで、この5億3,341万5,000円、これは当初で全部売れたときの値段を計上させていただいております。それで、固有財産購入費でも今回おりましたけれども、それは先ほど、今までだと加美玉造開発公社ですか、それからお金を借りていますので、それを売ったら払うというような予算措置で、売れないと毎年このような形になってくるとお考えです。ですから、ピククルスの土地の隣はまだ売れていません。以上です。

議長(米澤秋男君) ほかにございませんか。12番近藤義次君。

12番(近藤義次君) 町長に考え方をお尋ねをいたしたいと思います。

今、河北新報に載っている「人口のふえる町」というのを読んでいると、やはり工場誘致に大分力を入れ

たというようなことが原因になっているようであります。もちろん新幹線なり、あるいは高速道路なりの便もあるわけでございますけれども、ただ、1点その辺に努力をしたというようなことで載っているわけでありましたが、今後観光行政の中での対策として、商工課の中にしっかりした工場誘致の担当者を立てて、やはり自由にある程度の旅費なり予算を預けて、自由な形でやらせて、工場の獲得運動をやらないことには、しっかりした工場の誘致ができないのではなからうかというような感じがするわけでありまして、そういうことに対する町長の考え方をお尋ねいたしたいと思うのであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 実は、現在、今商工観光課長が答弁申し上げた残地でありまして、1区画は昨日答弁申し上げました宮城農産工業と立地協定を結んだ土地、約3,000坪、1ヘクタールでございますね。それが立地する予定であったということ。それから、もう1区画は精工さんの土地の隣接でありまして、増設をするという方向で、それもとっておいている土地なわけでありまして、ところが、宮城農産工業がケーテックさんの敷地を譲っていただいたことから、そこがあいたところでありまして、それから、UMKという、いわゆるベンチャーで研究機関との立地協定も結んでいるわけでありまして、まだ研究が工場を建てるまでいっていないということで、もう少し時間がかかるということで見ますと、残地としてはそう多くはない。そして、たまたま飛び飛びとなってしまったということで、その面積要件が合うところと合わないところがあるというようなことでございます。

現在、担当職員も配置をしているわけでありまして、県と情報交換をしながら、引き合いが一、二件あることはありますのですが、複数の町と何か検討をしているというようなことでありますので、今後課長初め職員を督励をして、そして情報収集に当たる一方、企業訪問なども奨励しながら努力をしたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） もう1件、前にも町長にお話をしたことがあるんですが、パチンコ屋のところから道路を田の中の方に抜けた場合に、あの狼塚地区の西の方の田んぼが水没するのではなからうかというような感じがするわけです。現在もしているわけですから、当然そういうふうになると思うんですが、あの辺を工場団地の予定地として買収して、しっかりした割合安く買えると思うので、そういうことはできないものでしょうか。その辺の考え方について、お尋ねいたしたいと思うのであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） おかげさまで色麻下多田川線の、いわゆる南側のスタート地点、用地の協力をいただいておりますので、そこから北側の部分については18年度で少し進展するというふうになっておりますが、現時点で経済が少し上向きになって、地方進出というものもやや見えてきたやに思われるとこ

ろがありますが、先行投資をして、さらに金利をかけてという時点までにはもう少し時間がかかりそうな気がいたします。それぞれ宮崎地区、小野田地区にも、工場誘致をやはり張りつけをしなければならないと私は考えております。適当な適地があって、そして引き合いがあれば、積極的に小野田、宮崎地区にも進出をしていただきたいと思います。

また、もう一つ、平柳地区にも、前から工場適地として地元からも、町も候補地としている敷地がございます。平柳地区も非常にJR陸羽東線に歩いていける距離でありますので、引き合いがあれば、それらについても考えていかなければならないと思いますので、その経済の動向なり引き合いの動向を見きわめながら、決断するときは決断をしなければならないと、そういう思いでございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号、平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号、平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第26 議案第42号 平成17年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（米澤秋男君） 日程第26、議案第42号、平成17年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第42号、平成17年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）について、説明申し上げます。

今回、既定の収益的収入及び支出予算の総額を補正前と同額の5億3,902万6,000円とする補正予算で、特別損失9万9,000円の増額分を予備費から充当するものであります。

また、資本的支出予算として、国庫補助金返還金71万5,000円を追加し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額71万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金を増額し補てんするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号、平成17年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号、平成17年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、先ほど、13番佐藤澄男議員の上下水道課長に対する質問の答弁漏れがございましたので、今資料が整いましたので、答弁をさせます。上下水道課長。

上下水道課長（二瓶 悟君） 上下水道課長でございます。先ほどは失礼しました。

浄化槽の設置状況でございますけれども、中新田地区が11件、小野田地区が12件、宮崎地区が27件、計50件でございます。

それから、浄化槽の個人の設置ですけれども、中新田地区が8件、小野田地区が4件、宮崎地区が22件でございます。以上でございます。

議長（米澤秋男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

日程第27 議案第43号 平成18年度加美町一般会計予算

第28 議案第44号 平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

第29 議案第45号 平成18年度加美町老人保健特別会計予算

第30 議案第46号 平成18年度加美町介護保険特別会計予算

第31 議案第47号 平成18年度加美町介護サービス事業特別会計予算

第32 議案第48号 平成18年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

第33 議案第49号 平成18年度加美町霊園事業特別会計予算

第34 議案第50号 平成18年度加美町営駐車場事業特別会計予算

第35 議案第51号 平成18年度加美町下水道事業特別会計予算

第36 議案第52号 平成18年度加美町浄化槽事業特別会計予算

第37 議案第53号 平成18年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

第38 議案第54号 平成18年度加美町水道事業会計予算

議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第27、議案第43号、平成18年度加美町一般会計予算、日程第28、議案第44号、平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第29、議案第45号、平成18年度加美町老人保健特別会計予算、日程第30、議案第46号、平成18年度加美町介護保険特別会計予算、日程第31、議案第47号、平成18年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第32、議案第48号、平成18年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第33、議案第49号、平成18年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第34、議案第50号、平成18年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第35、議案第51号、平成18年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第36、議案第52号、平成18年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第37、議案第53号、平成18年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、日程第38、議案第54号、平成18年度加美町水道事業会計予算、以上12件はいずれも平成18年度当初予算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第27、議案第43号から日程第38、議案第54号までを一括議題とすることに決しました。

日程第27、議案第43号から日程第38、議案第54号までを一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第43号から議案第54号までの12件につきまして、一括提案がなされましたので、一括して提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

平成18年度各種会計予算の概要につきまして、施政方針で申し上げたとおりであります。各種会計予算の総額等について説明を申し上げます。

議案第43号、平成18年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ129億5,500万円とし、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第44号、平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出をそれぞれ26億4,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第45号、平成18年度加美町老人保健特別会計予算、歳入歳出それぞれ29億6,700万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第46号、平成18年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ16億3,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第47号、平成18年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1,100万円と定めるものであります。

議案第48号、平成18年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ 570万円と定めるもの
あります。

議案第49号、平成18年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 140万円と定めるものであり
ます。

議案第50号、平成18年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 850万円と定めるもので
あります。

議案第51号、平成18年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ14億 400万円とし、債務負担
行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第52号、平成18年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 7,200万円とし、債務負担行
為、地方債について定めるものであります。

議案第53号、平成18年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ7億 7,700万円と定
めるものであります。

議案第54号、平成18年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ
5億 4,607万 5,000円とし、資本的収入及び支出について、資本的収入1億 5,400万円、資本的支出2億
9,090万 5,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 3,790万 5,000円は、過年度分損益
勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、よろしく申し上げ、提案理
由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） ここで各課長よりの詳細にわたっての予算説明がされるわけではありますが、暫時休憩と
いたしますか、昼食のためここで休憩をしたいと思います。

午前11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各課長より予算の説明をいただきます。

一般会計、企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 議案第43号について、朗読をもって説明させていただきます。

平成18年度加美町一般会計予算

平成18年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 129億 5,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第 212条第 1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第 214条の規定より、債務を負担する行為をすることができる事項、期間 及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第 230条第 1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限 度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第 235条の 3 第 2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と 定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第 220条第 2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用する ことができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

議長(米澤秋男君) 次に、国民健康保険事業特別会計、保健福祉課長。

保健福祉課長(柳川文俊君) 231ページをお開き願います。

議案第44号

平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億 4,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の款項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

議長(米澤秋男君) 続けて。

保健福祉課長(柳川文俊君) 261ページをお開き願います。

議案第45号

平成18年度加美町老人保健特別会計予算

平成18年度加美町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億6,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

273ページをお開き願います。

議案第46号

平成18年度加美町介護保険特別会計予算

平成18年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億3,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を利用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

301ページをお開き願います。

議案第47号

平成18年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成18年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

317ページをお開き願います。

議案第48号

平成18年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成18年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ570万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

議長（米澤秋男君） 次に、霊園事業特別会計、町民課長。

町民課長（猪股雄一君） 朗読いたします。

議案第49号

平成18年度加美町霊園事業特別会計予算

平成18年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

議長（米澤秋男君） 次に、町営駐車場事業特別会計、商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） それでは、335ページをお願いします。

朗読をもって説明といたします。

議案第50号

平成18年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成18年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ850万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

議長（米澤秋男君） 次に、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、上下水道課長。

上下水道課長（二瓶 悟君）

議案第51号

平成18年度加美町下水道事業特別会計予算

平成18年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億400万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

377ページをお願いします。

議案第52号

平成18年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成18年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

議長(米澤秋男君) 次に、工業用地等造成事業特別会計、商工観光課長。

商工観光課長(伊藤 東君) 397ページをお願いします。

朗読をもって説明いたします。

議案第53号

平成18年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

平成18年度加美町工業用地等造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

議長(米澤秋男君) 次に、水道事業会計、上下水道課長。

上下水道課長(二瓶 悟君)

議案第54号

平成18年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 8,510戸
- (2) 給 水 量 248万 8,800立米
- (3) 一日平均給水量 6,818立米

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。

収 入

第1款	水道事業収益	5億 4,607万 5,000円
第1項	営業収益	5億 4,477万 5,000円
第2項	営業外収益	130万円

支 出

第1款	水道事業費用	5億 4,607万 5,000円
第1項	営業費用	5億 324万 8,000円
第2項	営業外費用	4,005万 5,000円
第3項	特別損失	1万円
第4項	予備費	276万 2,000円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出

額に対して不足する額1億3,790万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,790万5,000円で補てんするものとする)

収 入

第1款 資本的収入 1億5,400万円

第1項 企業債 1億2,400万円

第2項 国庫補助金 3,000万円

支 出

第1款 資本的支出 2億9,190万5,000円

第1項 建設改良費 2億2,298万7,000円

第2項 企業債償還金 6,891万8,000円

(議会の議決を経なければならない流用することができない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 4,754万2,000円

2. 交際費 5万円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「企業債」による。

平成18年3月8日提出

加美町長 星 明 朗

議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号から議案第54号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成18年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(米澤秋男君) 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する平成18年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。本議会は平成18年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本議会は平成18年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、議員各位に申し上げます。

委員会条例第9条の規定によりまして、平成18年度予算審査特別委員会を本日午後1時40分より、本議場に招集します。御参集のほどよろしくお願いいたします。

午後1時20分 散会

上記会議の経過は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年3月9日

加美町議会議長 米澤秋男

署名議員 佐藤善一

署名議員 近藤義次

